

今お借り入れのあるプロパー融資の

経営者保証を解除

プロパー融資借換 特別保証制度のご案内

ご利用
いただける方

経営者保証を提供した保証協会の保証を付さない借入がある法人

資格要件

以下のすべての要件を満たす法人

資産超過である

EBITDA有利子負債倍率^(※1)が15倍以内

法人・個人が分離されている

返済緩和している借入がない^(※2)

※1 EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)

※2 申込日が危機関連保証の指定期間である場合、新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号の指定期間である場合は、要件の確認基準日について緩和措置があります。

取扱期間

令和6年3月15日～令和9年3月31日（保証申込受付分）

※金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。



兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN



プロパー融資借換特別保証制度の概要

保証限度額	2億8,000万円（組合等は4億8,000万円） 申込金融機関における保証限度額は、保証協会の保証を付さない借入（プロパー借入）のうち、経営者保証を提供していない借入残高の範囲内とする。
責任共有制度	対象
対象資金	借換資金（申込金融機関における保証協会の保証を付さない借入（プロパー借入）のうち、経営者保証を提供している事業資金の借り換えに限ります。）
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合は1年以内 分割返済の場合は10年以内（据置期間1年以内）
担保	必要に応じて
保証人	不要（無保証人）
融資利率	金融機関所定利率 ※兵庫県融資制度「借換等貸付（プロパー借換貸付）」利用の場合は1.7%
保証料率	0.45%～1.90%
添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 財務要件等確認書、借換債務等確認書

借入時の要件があります

申込金融機関において、次のいずれかの要件を満たす必要があります。



- 経営者保証を提供せず、かつ保全のない保証協会の保証を付さない借入（プロパー借入）を借り入れること。
- 本制度による返済部分を除く保証協会の保証を付さない借入（プロパー借入）の全部または一部について経営者保証を解除し、かつ解除した借入について保全がないこと。

詳しくは、金融機関または当協会までお問い合わせください

お問い合わせ・ご相談窓口	電話番号	担当地域（お客様の主たる営業所在地）
神戸事務所	保証相談一課	078(393)3909 神戸市中央区
	保証相談二課	078(393)3913 神戸市東灘区、灘区、兵庫区、北区
	保証相談三課	078(393)3916 神戸市長田区、須磨区、垂水区、西区
阪神事務所	保証相談一課	06(6411)4146 尼崎市、伊丹市
	保証相談二課	06(6411)4147 西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
姫路事務所	保証相談一課	079(289)3611 姫路市（区部を除く）
	保証相談二課	079(289)3612 姫路市（区部に限る）、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬支所	0796(22)5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所	0799(22)4493	洲本市、南あわじ市、淡路市
西脇支所	0795(22)6775	西脇市、三木市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、加東市、多可郡
加古川支所	079(424)1105	明石市、加古川市、高砂市、加古郡